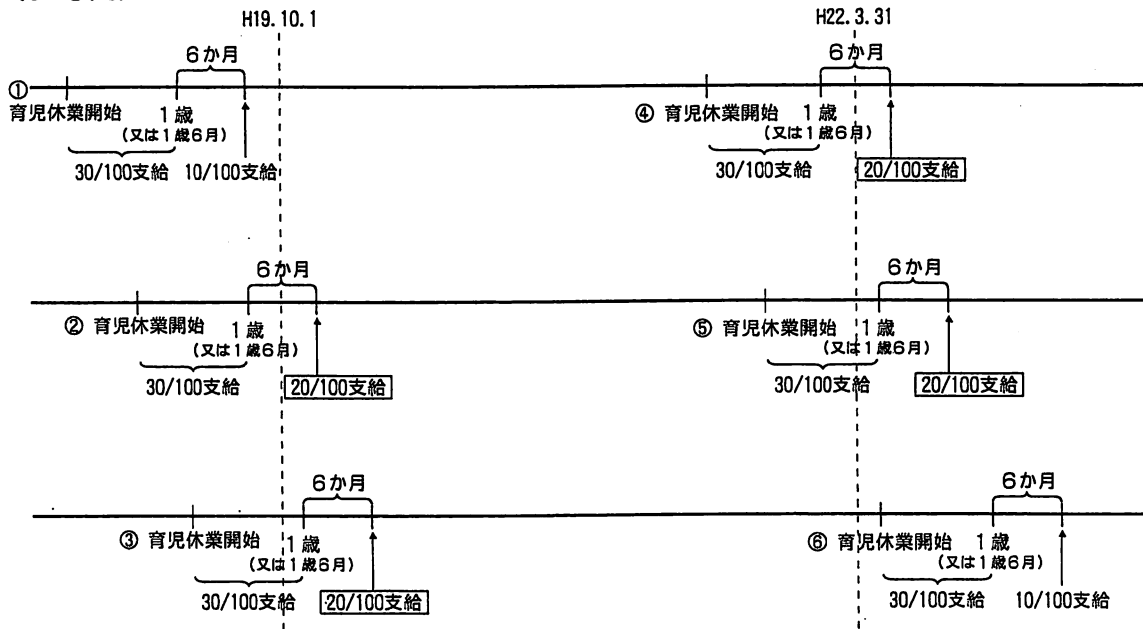


育児休業手当金（6か月経過後支給分） の給付率が引き上げられます

地方公務員等共済組合法が改正され、平成22年3月31日までに育児休業を開始した組合員に支給される育児休業手当金のうち、育児休業をした組合員が、当該育児休業が終了した日後引き続き6か月以上組合員であるときに支給される給付の給付率が100分の10から100分の20に引き上げられ、育児休業手当金の給付率は、休業中支給分を含めると100分の50になります。

ただし、平成19年10月1日施行となりますので、対象については下記の例を参考にしてください。

〈参考例〉



お問合せ先：給付係 075-414-5808